

家庭内でも暴力は許されません

～ひとりで悩まずに、相談してみませんか？～

「DV」について (ドメスティックバイオレンス)



DVとは、夫婦など親密な関係にある人から一方的に受ける暴力のことです。殴る蹴るなどの身体的暴力に限らず、大声で怒鳴ることや生活費を渡さないこともDVにあたります。また、右のマンガのように、交際相手の行動を制限するような強い束縛もDVです。

「DVに関する相談」

- 熊本県女性相談センター
DV相談専用電話
☎096-381-7110
 - 熊本県女性総合相談室
☎096-355-2223
 - 熊本市DV相談専用電話
☎096-344-3322
 - 熊本県警察本部
☎#9110
- ※上記以外にも各福祉事務所でも相談を受けております。



「児童虐待」について



児童虐待とは、殴る、蹴るなどの暴力だけでなく、食事を与えないことや無視することなどの行為も該当します。あなたの周りで「児童虐待かも?」と思うことがあったら、児童相談所までご連絡ください。

「児童虐待に関する相談」

- 児童相談所全国共通ダイヤル
☎189
- ※所管する児童相談所に電話がつながります。

「障がい者虐待」について



障がい者虐待とは、殴る・蹴る、大声で怒鳴る、無理やりわいせつなことをする、食事を与えない、勝手に財産を使うなどの行為です。虐待を受けている障がいのある方を発見した方は、市町村の窓口にご連絡ください。

暴力は、それに関わるすべての人を傷つけます。
それは身体だけでなく、心も同じです。

キャンペーンの期間中(平成29年11月)は、講演会やイベント等を予定しています。詳しくは裏面をご覧ください。

(キャンペーンに関するお問い合わせ) 熊本県子ども家庭福祉課 TEL:096-333-2229

主催 熊本県

家庭から暴力をなくすキャンペーン

平成29年
11/1 (水)
▼
30 (木)

暴力は被害者の人権を侵害し、時には死に至らしめたり、心の健康を害するものであり、家庭内においても、暴力は絶対に許されるものではありません。
私たちの周りから暴力をなくしていくために、一緒に「暴力」について考えてみませんか。

子どもへの虐待防止

「子どもの虐待防止を考えるシンポジウム」テーマ：～子どもの虐待を予防するためには～

子どもの育ちにとって、保護者さん等、特定の人との「関わり」はとても大切です。しかし、保護者さんは、毎日の子どもとの関わりの中で、「ほめて育てたいけれど、どうしても怒ってしまう。」「つい子どもを叩いてしまった。」「言うことを聞かない子にどう伝えたらいいのか。」と悩んでしまうことも多いかと思えます。

子どもの振る舞いに大人はどう対応すればよいのか。どうすれば、子どもも大人も傷つかずに子育てができるのか等、「子どもの心を育てるための大人の関わり」、「しつけと虐待の境界線」をキーワードにして学びます。

内容 講演「子育てハッピーアドバイス」～子育てがラクになるコツを教えます～

講師 真生会富山病院 心療内科部長

明橋 大二氏 (子育てカウンセラー・心療内科医)

要事前
申し込み

※手話通訳・要約筆記 あり

※託児は1歳～就学前までの
幼児対象(定員有)

託児の締切:11月6日(月)まで

お申し込みは



先着350名
締切:
11月10日
(金)まで

日時 平成29年11月19日(日) 13:30～16:15

場所 熊本市 青年会館 2階 青年会館ホール
(熊本市中央区出水2-7-1) ※公共交通機関でお越し下さい。

お問い合わせ先

熊本県子ども家庭福祉課 ☎096-333-2228

DV(ドメスティックバイオレンス)防止

「DV防止講演会」

交際経験のある10代女性の44%がデートDVの被害者(2016全国デートDV実態調査報告書)、デートDVを受けた人は結婚後のDV被害者が半数以上(内閣府平成27年全国調査)というデータがあり、放置すれば児童虐待、貧困などへと連鎖していくリスクが高くなります。

「私と彼には関係ない」「私の周りにはそんな子いない」「うちの子は大丈夫」「うちの生徒の間にそんなことはない」…恋愛関係の中にいる自分も、交際相手も、周りも気づかずDVの被害、加害を助長しているかも知れない～見えにくい、けれど現実に起きているデートDVの実態を知り、今、将来の被害を止めるための取組を学ぶ講演会を開催します。

内容 講演「見えないデートDVの現実」

講師 認定NPO法人エンパワメントかながわ 理事長

阿部 真紀氏

日時 平成29年11月15日(水) 13:30～16:00

場所 くまもと県民交流館パレア9階 会議室1

お問い合わせ先

熊本県男女共同参画センター
☎096-355-1187

障がい者への虐待防止

平成24年10月から障害者虐待防止法が施行されたことに伴い、県内市町村全てに「市町村障害者虐待防止センター」が設置されています。障がい者に対する虐待があったと疑われる場合は、発見した全ての人に通報義務が生じます。

各市町村障害者虐待防止センターの連絡先は、お住まいの市町村障がい福祉担当課へお問い合わせいただくか、熊本県のホームページをご覧ください。虐待が深刻化する前に、是非皆様方の連絡をお願いします。

お問い合わせ先

熊本県障がい者支援課 ☎096-333-2236

●県内の市町村障害者虐待防止センター

熊本県 障害者虐待 で検索



このほか、各地域振興局において、イベント等が実施されます。